

昭和53年度～







# 昭和53年度消防広報重点

## 自治省消防庁

自治省消防庁では、昭和五十三年度の年間広報重点事項及び月別広報テーマを次とおり定めた。

●年間広報重点事項  
一、火災による死者をなくそう。  
二、火災による死者をなくそう。  
三、救急車を正しく利用しよう。

自衛のための意識を持つとともに、積極的に防災訓練などに参加すること。そのため、地震に対する防災知識の普及とその対策を呼びかける。

三、「救急車を正しく利用しよう」。

急病、交通事故等で救急車の利用は年々増加してきている。そのため、救急業務の紹介とその対策を呼びかける。

●月別広報テーマ  
○五月  
(1)子どもを火災から守ろう  
(2)地震時における出火の防止  
(3)地震時における初期消火

## 自治体消防三十周年 天皇陛下のおことば

本日、自治体消防制度二十周年を記念する式典に臨み、諸君とともに、堂に参することばは、私の喜びとするところでありました。

消防は、災害から国民の生命、身体及び財産を守るといふ極めて重要な任務をもつてあります。自治体消防が充足しかつ今日まで、関係者のたゆまぬ努力により、消防の組織、機能の充実強化が図られ、よくその職責を果たしてきたことは、私の深く多うとするところであります。しかしながら、社会経済の進展、国民生活の変遷に際し、消防の責務は一層重きを加えるものと思ひます。本日の式典を契機に、関係者一心を新たにして、その使命達成のため、各々の職務を尽くすことを切に希望します。

## 自治省消防庁

者がいなかたためたため死傷出すことができず死に至ったものが多く、おとなの注意が強く望まれる。そこで、「子どもの日」及び「児童福祉週間」にちなみ、子どもを火災から守るための安全対策を呼びかける。

(2)地震時における出火の防止  
過去の地震にみられる如く、地震に伴って火災が発生した場合は、多大な被害を及ぼすことになり、地震時の出火防止を呼びかける。

(3)風水害に備えて  
梅雨期に当たり長雨や集中豪雨による河川の氾濫が、おとすれれにたいして、心構えを呼びかける。

○六月  
(1)出動中の消防車両には道を譲ろう。  
消防車等の緊急車の現場到着が遅れると、被害が大に及ぶ。消防車等が接近してきた場合、必ず道を譲る。正しい交通ルールを守ることを呼びかける。

(2)救急車を正しく利用しよう。  
急病、交通事故等で救急車の利用が年々増加している。救急業務の現状を知らせて、その正しい利用について呼びかける。

○七月  
(1)花火による火災を防ごう。  
夏は花火のシーズンであるが、取扱いの不注意から火災などの事故が毎年多く発生している。この時期に正しい花火の取扱いについて呼びかける。

(2)地震時における初期消火  
地震に伴って火災が発生し延焼拡大した場合は被害は多大である。地震が起きたらまず火を消すこと。火が出た時の初期消火の重要性を訴える。

一語 使う火を 消すまで離すな 目と心

全 国 統 一 標 準

## 消防の夜明け (3) 放水生

昭和五十二年三月七日には、消防記念日行事として、特別放水運動を実施し、午後二時、秋田消防局から記念式典を実施した。この日現場勤務は、秋田県知事表彰の光栄に浴した。秋田消防局長は、秋田県知事表彰の光栄に浴した。秋田消防局長は、秋田県知事表彰の光栄に浴した。

放水生  
秋田消防局長は、秋田県知事表彰の光栄に浴した。秋田消防局長は、秋田県知事表彰の光栄に浴した。

## 消防人事異動

- ◎秋田市消防本部
  - 本部消防隊長 工藤 謙司
  - 消防本部副隊長 渡辺 道男
  - 消防本部副隊長 伊勢 登
  - 消防本部警備隊長 鈴木 正治
  - 消防本部警備隊長 鈴木 正治
  - 消防本部警備隊長 鈴木 正治
  - 消防本部警備隊長 鈴木 正治
  - 消防本部警備隊長 鈴木 正治
- ◎五城市消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎本荘地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎鷹巣地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎本荘地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎鷹巣地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎本荘地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠
- ◎鷹巣地区消防連合本部
  - 消防司令 伊藤 豊誠
  - 消防副司令 伊藤 豊誠

## 余 滴

無理と無駄  
人が行動するには、必ず目的がある。目的のない行動はあり得ない。目的のない行動はあり得ない。目的のない行動はあり得ない。

食中毒と手当  
これから初夏、暖かくなる。食べ物が腐敗しやすくなり、食中毒の発生が多くなる。食中毒の発生が多くなる。食中毒の発生が多くなる。

消防協会から、消防局長に功労章が授与された。功労章が授与された。功労章が授与された。

消防局長は、功労章を授けられた。功労章を授けられた。功労章を授けられた。

消防局長は、功労章を授けられた。功労章を授けられた。功労章を授けられた。

消防局長は、功労章を授けられた。功労章を授けられた。功労章を授けられた。

秋田へお越しの節のお泊りにぜひご利用を

ホテルあきた

秋田市中通4丁目3の23 (秋田消防会館内) 電話32局4111

一旅のお客様  
1人室 (洗面所、トイレ付) ¥ 2,400  
2人室 (バス、トイレ付) ¥ 4,600

メンバーの方  
1人室 (洗面所、トイレ付) ¥ 2,100  
2人室 (バス、トイレ付) ¥ 4,000

無理と無駄  
人が行動するには、必ず目的がある。目的のない行動はあり得ない。目的のない行動はあり得ない。目的のない行動はあり得ない。

食中毒と手当  
これから初夏、暖かくなる。食べ物が腐敗しやすくなり、食中毒の発生が多くなる。食中毒の発生が多くなる。食中毒の発生が多くなる。

























定価 20円 23の22  
1部 3防協会10地1社  
4丁部 3防協会10地1社  
秋田県 秋田市中野町3丁目3番地  
秋田県 秋田市中野町3丁目3番地  
発行 秋田県消防協会  
印刷 秋田県印刷局

# 昭和54年度消防行政

## 重点施策 消防庁

消防庁では、このほど昭和五十四年度予算要求に伴う重点施策を決定した。これは本年度において消防が重点的に推進して、こうとする施策をまとめたもので、消防行政の整備と、五つの柱を掲げている。

その内容とあわせて予算要求主要事項の概要次とありである。

◎本年度消防行政重点施策  
地域における総合的な防災対策を強化するとともに、災害の複雑化、多様化に緊急需要の増加に対処し、安全な地域社会づくりを推進するため、次の施策を推進するものとする。

一、防災対策等の推進  
(1)大規模地震対策特別措置法の施行に伴う防災計画策定等に対する指導を強化するとともに、地震時における初期消火、避難及び救急救助のための体制の整備、危険物の施設、消防用設備等の附帯化を推進する。

また、地震防災対策強化地域に係る緊急整備事業に対する財政上の特別措置の創設を図る。

(2)風水害、林野火災等の大規模災害に備えるため、防災無線通信施設及び防災資機材の整備と情報連絡体制の確立を図る。

(3)石油コンビナート等における防災施設等の整備に関する指導、助成及び研究を推進するものとする。

五、自主防災体制の整備  
(1)地域における自主防災活動の拠点としてのコミュニティ防災センターの整備を推進し、住民の連帯による自主防災体制の充実を図る。

(2)防災知識啓発活動を充実し、住民の防災意識の高揚を図る。

◎昭和五十四年度予算関係主要事項  
予算要求総額 三三、〇六六百万円  
前年度 一四、五一八百万円  
予算要求内訳(前年度) 一、震災対策等の推進に必要な経費 一三、五八二百万円  
(一、九三〇百万円)  
二、防災対策施設整備費補助金 二、二七二百万円  
三、防災対策施設緊急整備費補助金 八、〇〇〇百万円  
四、防災知識啓発事業費補助金 四四、一〇〇百万円  
五、消防防災無線通信施設整備補助金 二、三二五百万円  
六、無線通信施設等整備費補助金 二、〇六六百万円  
七、防災ヘリコプター整備費補助金 三三、一〇〇百万円  
八、活動火山避難対策施設等整備費補助金 二八、〇〇〇百万円  
九、消防施設整備等に必要

六、八七六百万円  
(一、一、五八七百万円)  
七、六二七百万円  
八、四八八百万円  
九、四九二百万円  
一〇、四九二百万円  
一一、四九二百万円  
一二、四九二百万円  
一三、四九二百万円  
一四、四九二百万円  
一五、四九二百万円  
一六、四九二百万円  
一七、四九二百万円  
一八、四九二百万円  
一九、四九二百万円  
二〇、四九二百万円  
二一、四九二百万円  
二二、四九二百万円  
二三、四九二百万円  
二四、四九二百万円  
二五、四九二百万円  
二六、四九二百万円  
二七、四九二百万円  
二八、四九二百万円  
二九、四九二百万円  
三〇、四九二百万円  
三一、四九二百万円  
三二、四九二百万円  
三三、四九二百万円  
三四、四九二百万円  
三五、四九二百万円  
三六、四九二百万円  
三七、四九二百万円  
三八、四九二百万円  
三九、四九二百万円  
四〇、四九二百万円  
四一、四九二百万円  
四二、四九二百万円  
四三、四九二百万円  
四四、四九二百万円  
四五、四九二百万円  
四六、四九二百万円  
四七、四九二百万円  
四八、四九二百万円  
四九、四九二百万円  
五〇、四九二百万円  
五一、四九二百万円  
五二、四九二百万円  
五三、四九二百万円  
五四、四九二百万円  
五五、四九二百万円  
五六、四九二百万円  
五七、四九二百万円  
五八、四九二百万円  
五九、四九二百万円  
六〇、四九二百万円  
六一、四九二百万円  
六二、四九二百万円  
六三、四九二百万円  
六四、四九二百万円  
六五、四九二百万円  
六六、四九二百万円  
六七、四九二百万円  
六八、四九二百万円  
六九、四九二百万円  
七〇、四九二百万円  
七一、四九二百万円  
七二、四九二百万円  
七三、四九二百万円  
七四、四九二百万円  
七五、四九二百万円  
七六、四九二百万円  
七七、四九二百万円  
七八、四九二百万円  
七九、四九二百万円  
八〇、四九二百万円  
八一、四九二百万円  
八二、四九二百万円  
八三、四九二百万円  
八四、四九二百万円  
八五、四九二百万円  
八六、四九二百万円  
八七、四九二百万円  
八八、四九二百万円  
八九、四九二百万円  
九〇、四九二百万円  
九一、四九二百万円  
九二、四九二百万円  
九三、四九二百万円  
九四、四九二百万円  
九五、四九二百万円  
九六、四九二百万円  
九七、四九二百万円  
九八、四九二百万円  
九九、四九二百万円  
一〇〇、四九二百万円

統一語  
持場で出かせ  
火の用心

## 全国の火災概況 (1月~6月)

消防庁は、このほど昭和五十三上半期の火災概況を次のように発表した。

一、出火件数  
昭和五十三上半期における出火件数は、四二、二二二件(前年同期比二・九〇%)増加した。二二、二二二件の出火件数で、二二、二二二件の割合で発生したことになる。

二、死傷者数  
死者は、一、〇七五人で、戦後最高を記録した前年同期(一、一三三)に比べ、一五七人(一三・七%)減少した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

三、焼損総額  
焼損総額は、二九、五五七億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり一、一三三億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

四、焼損総額  
焼損総額は、二九、五五七億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり一、一三三億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

者は四五人(全体の四・二%)、林野火災による死者三二人(全体の三・〇%)、船舶火災による死者四人(全体の〇・四%)、その他火災による死者一四二人(全体の一・三%)となっており、前年同期に比べて、二・八%増加している。

二、死傷者数  
死者は、一、〇七五人で、戦後最高を記録した前年同期(一、一三三)に比べ、一五七人(一三・七%)減少した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

三、焼損総額  
焼損総額は、二九、五五七億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり一、一三三億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

四、焼損総額  
焼損総額は、二九、五五七億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり一、一三三億(前年同期比二・八%)増加した。これは、一日当たり六人の死者が生じたこととなる。

## 火災発生状況 (秋田県)

区分	単位	昭和53年9月		昭和53年1月~9月累計		比較
		本年	前年	本年	前年	
出火件数	件	35	36	583	420	163
建物	件	28	26	365	324	41
林野	件	4	4	128	50	78
草	件	1	2	23	13	10
船	件	0	0	0	0	△ 2
その他	件	2	4	67	31	36
焼損総額	棟	61	36	530	456	74
全焼	棟	28	23	258	201	57
半焼	棟	5	3	54	49	5
部分焼	棟	28	10	218	206	12
建物焼損面積	㎡	5,810	2,733	37,639	33,663	3,976
林野焼損面積	㎡	614	363	26,686	3,932	22,754
損害額	千円	173,775	56,010	1,366,860	1,108,477	258,383
り災世帯	世帯	42	16	352	302	50
り災人員	人	132	56	1,288	1,104	184
死者	人	0	0	14	13	1
負傷者	人	8	2	77	51	26

### 寺田染工場

消防服、袴、タオル、手拭、団扇、幕

寺田染工場  
秋田県横手市清川町  
電話(01822) 0424  
電話(01822) 0424

▼申込みは当工場又は秋田県消防協会へ

火事になったら どうするか

- ①「火事だ」と大声で近所の人を集めよう
- ②火事は、まず一ぱんに消防へ知らせよう
- ③みんな協力して消しよう
- ④逃げおくれた者はいないかよく確認しよう
- ⑤消防が到着したら、その指示に従いよう
- ⑥消防活動の邪魔にならないようにしよう
- ⑦必要以外の家財を出さないようにしよう
- ⑧火事見物をやめ、飛火の警戒をしよう





定価 1部 20円 3部の23  
秋田市中通4丁目3番地  
秋田県消防協会  
電話 019-232-0110  
発行 秋田県消防協会  
印刷 秋田県印刷株式会社

# 消防救助操作法の基準

## 消防庁一9月14日告示

消防庁では、昭和53年9月14日付けで消防救助操作法の基準を告示し、同日施行した。

消防機関が行う救助活動は、火災の際のみならず、交通事故、労働災害、風水害、水難事故等に際しても国民の生命、身体に対する危険を排除するために行われてきたところであるが、近年、都市化の進展や国民生活の変化等により災害及び事故の種類、内容も複雑多様化し、そのため救助活動の内容も一層の高度化・専門化が必要となっている。このため、消防庁では「救助研究会」を設置し、救助基準の作成について検討を重ね、九月十四日消防庁告示で消防救助操作法の基準を制定したものである。なお当該基準の主要な内容は次のとおりである。

一、総則関係

(1) 救助操作法の基準の目的は、消防隊員の救助訓練を行ううえで消防救助用機械器具の取扱及び操作(以下「取扱」といふ)に必要な基本的な事項を定め、取扱の確実な習得を通じて、適切な救助活動により人命救助に完全を期することであること。

(2) 救助訓練は、訓練計画に基づいて実施し、特に訓練科目は、基礎的科目から上級科目へと練進に応じて適切に配列するとともに、訓練科目に応じた訓練施設、機械器具及び安全ネット、安全マットその他の安全器具等を整備するなど、安全基準の徹底を図らなければならないこと。

(3) 取扱の実施するにあたり取扱を安全かつ迅速確実に進行するため指揮者及び救助隊員が留意しなければならない一般的な事項を定めなければならないこと。

(4) 取扱を実施するうえで必要な意図の伝達方法及び隊員の集合、点呼等の要領を定めなければならないこと。

(5) 消防救助用器具基本操作法に関する事項

(1) 救助活動を行ううえで基本的な必要となる消防救助用器具をその特性に応じて七種に大別し、それぞれ取扱及び操作を空気が呼吸器操作法、油圧式救助器具操作法、可搬式ワインチ操作法、エンジンカタパルト操作法、救命索発射銃操作法、ロープ操作法とし、それぞれ取扱として定めたものであること。

(2) 空気が呼吸器操作法は、空気が呼吸器を着用し、濃煙や有毒ガス又は酸欠状態の災害現場の中で安全に救助活動を行うに要する救助するための取扱であり、(1)の空気が呼吸器の操作の要領を定めたものであること。

(3) 油圧式救助器具操作法は、災害現場において要救助者の身体が障害物にはさまれ又は押しつぶされるなどの場合、油圧式救助器具を使って、持ち上げ操作、拡張操作、押しつけ操作、引張り操作及びしめつけ操作を行うことにより要救助者を救助するための取扱であり、この油圧式救助器具の操作の要領等を定めたものであること。

(4) 可搬式ワインチ操作法は、災害現場において堅固な重量のある障害物を取り除く必要があるなどの場合に、可搬式ワインチを使って吊り上げ操作及び引き上げ操作を行うことにより要救助者を救助するための取扱であり、この可搬式ワインチの操作の要領等を定めたものであること。

(5) エンジンカタパルト操作法は、災害現場において要救助者が障害物にはさまれている場合に、エンジンカタパルトを使って障害物を切断することにより要救助者を救助するための取扱であり、このエンジンカタパルトの操作の要領等を定めたものであること。

(6) 救命索発射銃操作法は、要救助者が高所等に取り残され、又ははしご等が使用できない場合、又ははしごの操作の要領等を定めたものであること。

(7) ロープ操作法は、災害現場において、救助隊員がロープ等により要救助者を確保してこれを救助し、或いは、救助隊員が命綱等により自己の身体を安全を守るための取扱であり、最も基本的なものであること。

(8) ロープ操作法は、結果降下、登はん、渡過及び確保の種別ごとにロープ操作の要領を定めたものであること。

(9) はしご操作法は、災害現場において、救助隊員が各種のはしごを使って障害物を突破し、又は要救助者を高所等へはしごで救出するための取扱であること。

(10) これは、災害現場で使用されるはしごのうち、普及度の高い二折りはしご及び三連はしご並びに中高層建物等に進入する場合によく用いられる付きはしごを使っての各取扱があり、それぞれのはしご操作の要領等を定めたものであること。

三、はしご車基本操作法に関する事項

はしご車基本操作法は、火災等の際において要救助者が高所に取り残された場合はしご車のはしごを伸ばし、リフター(昇降機)を使って要救助者を救助する方法であり、はしご車の操作の要領等を定めたものであること。

四、応用救助操作法に関する事項

(1) 災害の救助活動において、火災現場の状況等に依り、複数の救助用機械器具を使用する必要がある一般的な取扱であり、応用救助操作法は、前記二及び三に規定する基本的取扱を組み合わせて、高所、低所又は濃煙中で要救助者の救助を行うための取扱であること。

(2) 高所救助操作法は、中高層の建物に取り残された要救助者を救助するための取扱であるが、これには応急はしご救助法、応急はしご車救助法及びはしご車による多数救助操作法があり、各取扱の要領等を定めたものであること。

(3) 低所救助操作法は、地下下り及び下水溝等の低所にある要救助者を救助するための取扱であるが、これには地下せり等狭小した

一語 全国统一 標準

それぞれの 持場で生かせ 火の用心

抗救助操作法及び下水道等横法の要領等を定めたものであること。

(4) 濃煙中救助操作法は、濃煙に有害ガス等が発生している災害現場等において要救助者を救助するための取扱であるが、これには、濃煙又は有害ガス等が室内にわたっている場合の横索救助操作法(一)、濃煙又は有害ガス等が複数にわたっている場合の横索救助操作法(二)、要救助者が救助隊員の比較的近くにあり、かつ救助隊員の空気が呼吸器等を着用する時間的余裕がない場合の緊急救助操作法と、救出した要救助者を搬送するための搬送救助操作法があり、各取扱の要領等を定めたものであること。

抗救助操作法及び下水道等横法の要領等を定めたものであること。

(4) 濃煙中救助操作法は、濃煙に有害ガス等が発生している災害現場等において要救助者を救助するための取扱であるが、これには、濃煙又は有害ガス等が室内にわたっている場合の横索救助操作法(一)、濃煙又は有害ガス等が複数にわたっている場合の横索救助操作法(二)、要救助者が救助隊員の比較的近くにあり、かつ救助隊員の空気が呼吸器等を着用する時間的余裕がない場合の緊急救助操作法と、救出した要救助者を搬送するための搬送救助操作法があり、各取扱の要領等を定めたものであること。

### 生存者秋の叙勲

昭和五十三年秋の生存者叙勲は十一月三日文化の日に授けられたが、本県消防関係受勲者は、次の十四名の方である。

◎勲五等瑞宝章  
仙南村元団長 高橋 勇一郎 71  
五城目町元団長 宮城 精市 72  
◎勲六等瑞宝章  
秋田市元分団長 遠藤 文次郎 73  
阿仁町元団長 鎌田 重雄 62  
湯沢市元団長 飯塚 定治 69  
能代市元消防司令 井上 雄二 71

### 欧州消防事情視察

日本消防協会では、消防団員により、欧州消防事情を視察し、あわせて国際社会の政治、経済、文化等の見分を広め、消防発展に資することを目的に、本年度においても欧州消防事情視察

本県から藤田氏が参加

### 理事会開催

県消防協会では十一月六日午前十一時から消防会館役員室において理事会を開催した。

議題は、日本消防協会長表彰上申の選考が主題で、各支部からの内申に基づいて慎重に選考が行われた。併し、本年度日本消防協会から本県に示された表彰割当て数は、次のとおりである。

### 年末年始における 火災予防の徹底

ことし一月から十月末日までの火災発生件数は三〇一件で昨年の同期と比較して一五一件の増、最も増加しているのは、年末年始である。年末年始の火災は、最も火気の使用の激しい季節に移行するとすれば、極めて遺憾な事態が生ずることと懸念され、本年、特にこの時期は、忘年会、クリスマス、正月と続き、飲酒や外出の機会も増え、火に対する注意がややゆるみやすくなる傾向があります。この際、住民の警火心の習得につとめること。

一、階の高層を回る必要と一層の高層を回る必要を要と考へられます。次に、防火防止と初期消火について万全を期したいものです。

一、防火に対する不断の注意を払い、特に、煙突、暖房用、燃焼器具等火を使用する設備の自主点検、

表彰数 二回  
等頭章 二回  
功績章 一名  
精進章 一名  
勳章 二六名  
勳章章 該当者全員

日本頭章会より表彰  
本会副会長佐々木敏一(角館町消防団長)氏が、昭和五十三年度の社会貢献者として日本頭章会から表彰された。

顕彰式は、十一月七日東京、笹川記念館において常陸豊前下、同館閣下のご臨席のもと盛大に挙行された。

佐々木副会長

日本頭章会より表彰  
本会副会長佐々木敏一(角館町消防団長)氏が、昭和五十三年度の社会貢献者として日本頭章会から表彰された。

顕彰式は、十一月七日東京、笹川記念館において常陸豊前下、同館閣下のご臨席のもと盛大に挙行された。



## 「消防団員福祉共済制度」ご加入のおすすめ

### わずかな掛金で高額の保障

#### 制度の特色

1. 公務中の災害保障は勿論、公務中以外の災害保障も得られます
2. わずかな掛金で高額の保障が得られます
3. 1年ごとに契約を更新するため経済変動に対処できます
4. 1年ごとに収支計算を行なって剰余金が生じた場合は配当金をお返しします
5. 無診査で加入手続きが簡単です

日本消防協会・秋田県消防協会





(前頁より) 成長」といえるは直ちに「経済成長」を意味した時代から、これを「文化の成長」として理解しなければならぬ時代に到達していることを、明確に認識する必要があると思えます。そして、政治、行政、経済、生活のすべてを「文化」の角度から見直し、あらためて「文化」の安定成長

# 年頭のことば

秋田県議会議長



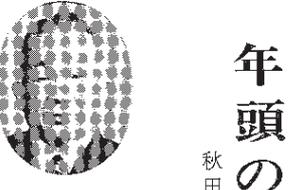
消防職、団員の皆様、明けましておめでとうございませう。昭和五十四年の新春を皆様と共に明るく健康をお過ごしを共に願うことと心からお慶び申し上げます。

を自覚すべき、すべての態勢を整えなければならぬと考へるべきであります。古く歴史と深い将来への展望を踏まえ、しかも秋田らしい特色に満ちた豊かな生活文化を育てることに、すべての力を注ぐ決意を、まことに固くしております。またこの固い決意は、七十年代を締めくくり、八十年代を望むこの新しい年に、また

# 年頭のことば

木内主計

尊い人命を犠牲することの多いことを考へあわせ、このためには、消防施設の充実、予防行政の徹底等消防並びに災害防止行政全般にわたって、層強力に推進して行くことは勿論であり、また、皆様におかれましては、この際改めて消防に課せられた責務を認識せられ、今後ますます消防態勢の強化、充実に努められることと



# 年頭のことば

秋田県町村会長

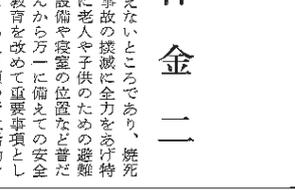
新しい朝明けを迎えるにあたり謹んで新年のごあいさつを申し上げます。近年の社会情勢の環境は著しく多様化し、消防行政もまた広範な活動を要求される中において、日夜をわ

# 年頭にあたって

秋田県民生部長



た社会経済の中で豊かな市民生活を築くため、お互いの生活に直結する社会福祉を一層高めていかねばならないと考へておられます。本県の社会福祉は、県民の皆さまのご理解と協力によりましてひと頃と比べ



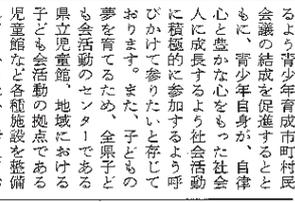
# 年頭のことば

東海林金二

火教育の徹底が今さらながら強く感じられると同時に、大災害による死傷事故が依然として多いことに対し、住民の安全と福祉の向上を願って一人として誠意に活動

# 進藤正悦

のりから質的、精神的な豊かさ求める方向に変わってきておられる。また、高令化社会の進行などにより、これからは、新しい方向を見出し、これが必要であり、ひとりの転換期を迎えておられます。こうしたときに、その方向は、住民の直接参加によるボランティア活動の定着を図り、「一人ひとりが主体的に活動」などにより、福祉の心を育てるとともに、福祉の心を子どもに伝えることと、秋田県にふさわしい福祉の風土づくりをめざしてまいります。



# 年頭にあたって

秋田県消防長会長

お願ひ申し上げます。そして年頭のごあいさつを終りに県民の皆さまのご多幸とご健康をお祈りいたします。

# 越後谷 忠光

昭和五十四年の新春を謹んでお祝申し上げます。近年我が国の経済は、石油ショックを機に情勢は急変し、この影響を受けて、消防に財政的に厳しく試練を受けているのが現状であります。近代建築は、ますます高層化、深層化し、また化学製品の発達にもよる火災事故も複雑多岐化にわたっており、これに對処するため、私達消防職員の、尚一層積極的な努力により、消防業務をより向上させなければならないものと考へております。秋田県消防長会では、数年前から全県消防職員の野球大会及び剣道大会を開催し、職員の体力の錬成と融和親睦をはかっています。本年もまた盛會を期したいと思っております。最後に、市民の安全を守るという目的のため、消防職員員皆様のご健康とご多幸を祈り年頭のご挨拶といたします。

# 年頭のことば

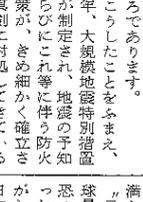
秋田県市長会会長



く環境が大きく変化してきており、災害発生時の被害は計り知れない危険性を有していることと考へます。日本は、地震により過去いくつもの災害をこうむってきた世界有数の地震国であります。ことに昨年は、い

# 年頭のことば

高田景次



ごうたつことを、昨年の大規模地震特別措置法が制定され、地震の予知ならびにこれ等に伴う防火対策が、きめ細かく確立され、真剣に取組んでまいりました。ことと考へます。

# 年頭のことば

編集部から

新しい年を迎え、消防関係の皆様とともに今年こそは大きな災害の無いことを只念願し、併せて各位のご多幸をお祈り申し上げます。

○消防職、団員も皆さんからのご寄稿をいただき本年一月から創刊以来三〇号になりました。育ててやっつけてください。随筆、意見など、なんでも結構ですから二枚稿をお願い申し上げます。

# 年頭にあたり

秋田県消防協会

会長 中田初雄



昭和五十四年の新春を迎え、全県消防関係員並びに消防関係者の皆様へお慶びを申し上げます。

同時に、郷土愛護の精神で奮闘し、県民の生命財産を災害から守るため、日夜献身的な努力を払われている消防の皆さんに心から感謝と敬意を表します。

昨年は、自治体消防制度が発足して満

三十年を越えたとはいえ、その記念式典が三月七日日本武道館において天皇陛下のご臨席を仰ぎ、全国消防関係者が約一万名が参加した大に挙行政事されたことは、まことに大きな感激であり、意義深い年でありました。

今年には、われわれ消防人は、心を新たに、消防の使命と責務を自覚し、災害の防止と住民福祉のために、力強く前進すべき年と想っています。

また、昨年は、皆様のご努力によりまして県内には幸い大きな災害の発生もなく好成績を挙げましたが、その反面県内には、伊豆近

# 年頭の挨拶

消防大学校長

中野 晟



昭和五十四年の新春にあたり、謹んで新年のおよろこびを申し上げます。

国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、日夜献身的に努力されている消防関係者の皆様に対し心から敬意と感謝の意を表します。

昨年は、一月の伊豆近海地震、五月の新潟県沖海原町の土砂崩、六月の宮城県沖地震などによる大きな災害が続き、消防防災の備えが片時もおろそかにでき

# 年頭にあたり

秋田県警察本部長

赤塚 善知雄



ご承知のとおり、近年都市の過密化、高層化をはじめ、危険物等の需要増加などから、火災その他の災害も複雑多様化し、人命に対する危険も漸次増大しており、このような情勢に対処するために、消防力を充実し社会安全の実現を目指すことは、まことに大きな感激であり、意義深い年でありました。

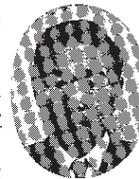
今年には、われわれ消防人は、心を新たに、消防の使命と責務を自覚し、災害の防止と住民福祉のために、力強く前進すべき年と想っています。

また、昨年は、皆様のご努力によりまして県内には幸い大きな災害の発生もなく好成績を挙げましたが、その反面県内には、伊豆近

# 年頭のごあいさつ

陸上自衛隊秋田駐屯地司令 兼第二十一普通科連隊長

小野 晴男



明けましておめでとうございませう。昭和五十四年の新春を迎えるにあたり、秋田

県民の生命財産を災害から護り民生安定、福祉向上のため日夜献身的に努力されている消防関係者の皆様におられる消防活動の御様子に感謝申し上げるとともに心から敬意を表しつつ、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

近年皆様の防災努力により大災害の発生が逐次減少

# 年頭のごあいさつ

秋田県水防連合会長

大野 忠右門



昭和五十四年の新春を迎え、全県消防関係員並びに消防関係者の皆様へお慶びを申し上げます。

同時に、郷土愛護の精神で奮闘し、県民の生命財産を災害から守るため、日夜献身的な努力を払われている消防の皆さんに心から感謝と敬意を表します。

昨年は、自治体消防制度が発足して満

さらには危険物の集積等防

災上には問題が多く、ひとたび大地震が発生したような場合、その被害は想像を越えるものとなることは、昨年六月の宮城県沖地震の被災状況からも明らかであり

このため、これらの被害防止対策が、昨今、大きな社会問題として議論を呼び、国及び地方公共団体はもとより、県民にとっても極めて関心の深い問題となつて

幸い、本県には、近年このような大規模災害や事故の発生がなく、火災につきましても、皆様方の献身的なご活躍により被害を最少限に食い止めていただけていますことは、まことにご同慶にたえません。

しかしながら県内でも、

大規模災害要因の増大、多様化は否めないところであり、このような事態に対処して、装備資器材の整備充実や消防士への訓練など、時宜に合った防災体制の充実強化をはかっておられますことは、県内治安を担当する私どももたいへん喜ばしく、心強い限りであります。

県警察として、今後、皆様と一層連携を密にし、これからの時代に対応した防災対策や災害警備対策を強力に推進して、県民生活の平穏と安全を守るため、最善を尽くす所存でございますので、旧年に倍してよろしくご協力、ご支援をお願い申し上げます。

ご健勝とご活躍を衷心よりお祈りいたします。

これらの課題を克服し県土を災害から守るとともに、一体となって県民の要請に応えてまいりたいと考えております。

どうか皆様におかれとも、国民の生命と財産を守るといふ使命を再度認識せられまして、特段のご精進とご協力を申し上げます。

心からお祈り申し上げます。

年頭のご挨拶といたしまして、

## 謹賀新年

秋田 ポンプ ラビットポンプ  
桜木ース・ソフト吸管 赤尾消防被服  
各種 消火器 ガス水道工事一般

**株式会社 協立**

能代市栄町12の3 〒016  
TEL (01855) 2-6361代表

## 中

# 中田建設株式会社

取締役社長 山崎 寛喜  
専務取締役 中田 栄喜

本社 秋田県能代市万町4の29 TEL (01855) 4-3911代表  
出張所 秋田市山王五丁目9の2 TEL (0188) 24-3241代表  
東京、仙台、岩手

消防被服、洋火、タオル  
手拭、団旗、幕

寺田染工場

手 電話 (01823) (01823) (01823) (01823)  
秋田県能代市清川町  
秋田県消防協会へ

# 年頭にあたって

秋田県消防協会  
副会長 佐藤 純兵



昭和五十四年の新春を迎え、全県下消防団員の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。われわれは先人の努力と大きな功業に感謝をもち、

学合成員等の一般家庭の需要増加などから、災害発生時の潜在的危険性はますます増大し、災害の規模も複雑多様化の傾向にあります。昨年は、県内において大災害のなかったことが幸いでありました。

# 年頭のあいさつ

秋田県消防防災課長  
杉江 憲造

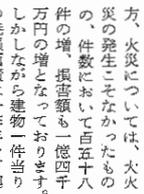


昭和五十四年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。本年の消防も皆々御努力により年々充実発展してまいりました。

財産を災害から守るために一瞬の後退も許されるべきで、本年は次の課題を重点に取り組みたいと存じます。

# 年頭のごあいさつ

秋田県消防学校校長  
相沢 雄 幸

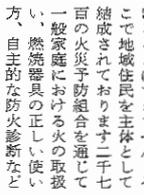


昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

学校における教育及び昭和五十二年度から実施している消防団員教育研修についてその内容をさらに充実し、新時代に対応できる消防人づくりを推進したいと存じます。

# 年頭にあたって

秋田県消防協会  
副会長 佐々木 賢一



昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

も検討し、近代的消防人としての知識、技能及び体力と精神力の養成強化に努めてまいります。また、将来無縁料、危険物科学化学的専門機関の設置についても具体的に検討をすすめてまいりたいと考えております。

# 地域社会の安全確保

秋田県消防協会  
副会長 辻 兵吉



昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

# 年頭にあたって

秋田県消防協会  
副会長 佐々木 賢一



昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

足三十一年目であり、消防人にとって新しい芽が今一つ頭を出る年とも考えられますが、新しい年の課題として我々の志向すべき第一の方向は、消防の科学化であり、第二の方向は、地域社会の安全防災の水準を高めるために、県、市町村、企業団体、住民が一体となった総合的な体制の強化であることは論を俟たないところであります。

ものであります。終りに自分ごとで恐縮ですが、私共、大曲市仙北支部の当番で会場を角座敷として開催された第三十一回全県消防大会の御参加を、ただ今盛重に感謝申し上げます。

昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

昭和五十四年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様と共に新年のお慶びを申し上げます。

日本機械自動車ポンプ 秋田県総代理店  
芝消防ポンプ 代理店  
トールハツ消防ポンプ

**高義商事株式会社**  
取締役社長 高橋 七郎  
秋田県横手市赤町2番9号  
TEL (01823) 23850・23851

(営業種目)  
トールハツ消防ポンプ 各種  
芝消防ポンプ 各種  
金パイ印消防ポンプ 各種  
清防防炎器 各種  
アルミックス防火衣 各種

初消火服一式 各種  
消防用ヘルメット 各種  
消火器 各種  
ポンプ一式 各種  
修理部品 各種

猿田興業(株)  
秋田市山王6丁目10番9号  
猿田興業ビル6F  
TEL 0188-63-1551(代)

消防施設工事 秋田県知事許可(般-50) 4370号  
指名競争入札参加資格 秋田県A級(第8号)  
秋田県消防設備保守協会会員

新発売  
家庭用火災報知器  
ファイヤアイ ¥12,000  
鑑定台合格品

営業品目  
森田ポンプ消火器  
消防自動車  
ンパイホー  
キ火報知設備  
災報知器用品  
消防用制服

総合防災設備設計、施工

総代理店  
消防設備士  
消防機器A級店  
秋田県  
入札資格

株式会社 高義商会  
〒012-01 本社 秋田県稲川町 T 01834 (2)2125 (2)2126  
〒012 湯沢市田町 T 01837 (3)2588 (3)2932  
〒019-05 十文字町本町 T 01824 (2)0032  
高義グループ店 秋田市、大館市、天王町、鹿角市



定価 1部 20円 23の23  
秋田市中通4丁目3の23  
発行所 秋田消防協会 増  
郵便番号 010 切  
発行編集人 能代市上町3の1  
印刷所 能代市北町5番地  
北町出版社  
電話 22822

# 道路交通法及び 同法施行令の改正

## 消防庁・消防課

自動車及び免許保有者の増加とともに、交通事故件数が増加することになり、交通事故防止対策を推進するために道路交通法及び同法施行令の改正が行われたところであるが、消防庁では消防の運営に關する改正点について、その運用につき警察庁と協議のうえ、次のとおり各都道府県知事あてに通知された。

- (1) 緊急自動車として運行するための届出または指定については、緊急自動車は道路交通法施行令により、定めるものとされ、消防用自動車及び救急用自動車を緊急車として運行するためには、次に掲げる者は、公安委員会に届け出るか、または公安委員会の指定を受けることとされた。(道交法39-1、施行令13-1)
- (2) 消防機関その他の者が消防のための出動に使用し、消防用自動車のうち消防のために必要な特別の構造または装置を有するものについては、公安委員会に届け出ること。(施行令13-1)
- (3) 消防機関が消防のため出動に使用する消防用自動車(1)に該当しないものについては、公安委員会の指定を受けること。(施行令13-1の3)
- (4) 改正前の道交法第39条第1項に規定する消防自動車又は救急自動車として運行後の施行令(以下「新令」という。)の施行の際現に使用しているものについては、昭和54年3月31日までの間は、改正後の道交法第39条第1項の政令で定める自動車とされ、昭和54年3月31日までにその自動車の使用が当該自動車について、各都道府県の消防出初式に記録した文書を公安委員会に提出することにより、昭和54年4月1日に新令第13条第1項の規定により公安委員会に届け出た自動車とみなされること。(改正政令附則3、5)
- (5) 緊急自動車の運転資格制限について、緊急自動車運転する場合に、次に掲げる取得後の年数等による運転資格制限を行うこととされた。大型免許を受けた者で、

一語 全国統一  
それぞれの  
持場で生かせ  
火の用心

施行令32の2の4)で、普通免許を受けた者で、大型特殊免許のいずれかを受けていた期間が通算して2年に達しないものは、自動二輪車を緊急用務のために運転することができない。(道交法85⑦、施行令32の4)

### 新春に輝く 消防功労者表彰

- 消防司令長 渡辺道男 外三七二名
- 秋田市消防団 外四七九名
- 分団長 加賀谷敏次郎 外五七九名
- 秋田県消防協会会長表彰 外六〇五名
- 頭功章 鹿角市消防団 外七七八名
- 元団長 田中元俊 (十五年)
- 勳功章 鹿角市消防団 外六〇五名
- 副団長 米沢朝嗣 (十年)
- 功労章 鹿角市消防団 外七七八名
- 元団長 米沢朝嗣 外七七八名

### 初の雪なし 市町村消防出初式

新雪恒例の市町村消防出初式が一月六日、秋田、能代、大館、男鹿、本荘、大曲、横手、湯沢の各市をはじめ、県内殆んど町村が一斉に行われた。一月六日は、全国的に暖かい陽気のため、雪のない消防出初式となったが、このように暖かした消防団幹

### 消防団員指導員 研修会の開催

- 県消防協会は、1月17日から19日までの三日間、消防幹部を対象とした消防団員指導員研修会を県消防学校において開催した。この研修会は、日本消防協会から研修に要した経費の助成及びテキストが無償配布されるもので、本年度の研修内容は、機関車団員としての知識及び技能の養成に重点を置いて行なわれ、各町村から多数の消防団員が参加し、多大の成果を修め終了した。
- なお受講者は、次のとおりで、日本消防協会長から修了証が授けられた。
- 湯沢市消防団 班長 高橋 清一
  - 同 水戸 良悦
  - 本荘市消防団 団員 本間 光夫
  - 能代市消防団 班長 武田 一民
  - 大館市消防団 団員 渡辺 長助
  - 平鹿町消防団 部長 渡辺 長助
  - 部 長 正夫
  - 富藤 安次
  - 八郎町消防団 副団長 伊藤 俊雄
  - 同 副団長 國安 茂利
  - 千畑村消防団 分団長 伊藤 俊雄
  - 同 分団長 山内 鉄男
  - 仙南村消防団 分団長 栗山 正三
  - 分団長 清水 謙一
  - 鹿角市消防団 分団長 千葉賢一郎
  - 同 分団長 阿仁 高木 隆



秋田市長の観閲

はしご付消防車の仲長

日本機械自動車ポンプ 秋田県総代理店  
芝浦消防ポンプ

トーハツ消防ポンプ(代理店) 高義商事株式会社  
取締役社長 高橋 七郎  
秋田県横手市舞町2番9号  
TEL (01823) 23880・23881

(営業種目)

- トーハツ消防ポンプ
- 芝浦消防ポンプ
- 金パイ印消防ホース
- 消防防災機器
- アルミックス防火衣
- 初田式消火器各種
- 消防被服一般
- 消防用品一般
- 消火ポンプ各種
- 消火機各種
- 修理部品

消防施設工事 秋田県知事許可(般-50) 4370号  
指名競争入札参加資格 秋田県A級(第8号)  
秋田県消防設備保守協会会員

新発売  
家庭用火災報知器  
ファイヤアイ ¥12,000  
鑑定合格品

消火器から  
ポンプ車まで

猿田興業(株)  
秋田市山王6丁目10番9号  
猿田興業ビル6F  
TEL 0188-63-1551(代)

営業品目

- 森田ポンプ消火器
- 消防自動車
- キンバイホース
- 火災報知設備
- エンジンポンプ
- 消防用制服





# 全県春の火災予防運動

## 4月1日から7日

本年度春の火災予防運動が、秋田県、各市町村、県消防協会の主催で、4月1日から7日まで次の実施要綱により全県一斉に繰り広げられることになった。

### (実施要綱)

- 一、目的
 

この運動は、火災が発生しやすい春季において、県民ひとりひとりの火災予防思想の高揚をはかり、日常における正しい火の取扱ひの実践をはかり、もって火災の発生防止と人命の安全確保を図ることを目的とする。
- 二、実施期間
 

四月一日(日)から七日(日)まで
- 三、運動の重点
 

○地域ぐるみの防火協力体制づくり

○死傷事故の防止

○推進事項

- (1)家庭
  - ふるの空たきや煙突の被損などに気を付けましょう
  - 自分で使う火は消すまで責任をもちその都度安全を確認しましょう
  - たばこの投げ捨てや寝たばこはやめましょう
  - 子どもが火遊びしないよう注意しましょう
  - 老人、子ども、病人は避難しやすい場所には、必ず、寝具やカーテンは防火加工した物を使いましょう
  - 身体の不自由な人だけを残して外出することは避けましょう
  - 消火器や、火災警報器を備えましょう
  - 火の強い日は、たき火くすやきなど屋外での火の使いをやめましょう
- (2)職場
  - 防火管理者を定めて、火の管理取り扱ひの責任を明らかにしておきましょう
  - 消防計画により、消防訓練、避難の訓練を実施しましょう
  - 消防用設備等を点検し、いつでも使えるようにしておきましょう
  - 非常口や通路には、物品を置かないようにしましょう
  - 複合ビルなどでは、共同防火について話し合い、お互いに責任をはたしましょう
- (3)地域
  - 消防訓練を実施して有事に備えましょう
  - ひとりぐらしの老人家庭には、隣り近所と協力しあひましょう
  - 火災予防組合、町内会

## 防火標語とポスター

### 本年度審査結果

昭和五十三年秋の火災予防運動の行事として行われた全県の高校、中小学校から募集した防火標語、ポスターについて、応募数は、

一、一〇七点  
二、一〇七点  
三、一〇七点  
四、一〇七点

となり、これらについて二月二十日午後一時三十分から消防会館において審査会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のとおり入選が決定した。

- 審査員は、秋田県教育委員会 佐藤指導主事
- 二位 ○そのタバコごへ すてるのお父さん 成章小学校
- 一位 ○火の用心 五年 高山 謙子
- 二位 ○火の用心 五年 高山 謙子
- 三位 ○火の用心 五年 高山 謙子

- 秋田魁新報社 能登谷編集委員
- 秋田県消防防災課 宮崎 晴雄長権佐
- 秋田県消防協会 尾田 田事務局長
- 〇標語の部
- 一位 ○火の用心 五年 高山 謙子
- 二位 ○火の用心 五年 高山 謙子
- 三位 ○火の用心 五年 高山 謙子

- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子

- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子

- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子
- 〇火の用心 五年 高山 謙子

## 秋田県における最近の火災状況

一、火災発生状況

秋田県では、毎年六〇〇件前後、過去十カ年平均六三三件の火災が発生してきており、昭和五十三年は、出火件数七〇八件(前年五四五件)、損害額一億七千九百六十六万円(前年一億六千一三五万円)、死者二七人(前年二八人)、建物焼損面積四七、七八三㎡となっており、件数、焼損面積、損害とも前年と比較して大きく増加し、特に件数では昭和四十八年に次いで七〇〇件台となり、また死者は過

去十カ年で昭和四十八年と並んでワースト一となっており、これからの季節は、林野火災などの多発期に、例年全県的に火災が多発している。またこの時期の建物火災もまた延焼火災の発生率が冬期に比較して大きくなっている。

二、建物火災の出火原因

これから春、夏にかけての主な出火原因は、風呂釜及び風呂釜に取り付けられた電気器具の故障、たばこ(一〇%)がこれに次いでいる。

また、これらについては、さらに出火に至った経過をみると、薪風呂釜では、煙突の接続、破損飛火が多く、石油風呂釜は、異常燃焼、ガス漏れ、空気が多く入っている。

このころでは、全体の九〇%以上がガスこんどで、点火したまま、その場離れて放置、忘れなどの場合が多くなっている。

たばこについては、不適当な所へ捨て、転落落下、放置

忘れるなど、建物火災では季節の別なく年間をとおして多くなっている。

三、火災による死者

火災による死者は、その大部分は、秋から冬にかけて発生しているが、これからの季節では、四月、五月の二か月が最も多く発生している。

過去十カ年における火災によって、七〇人の尊い人命が失われましたが、その半数は、六才未満八人(一一%)、六才以上六〇才未満三七人(五三%)、六〇才以上二五人(三六%)であり、このうちには身心障害のある自力で避難が困難な者二二人(三三%)と放火自殺者八人(一一%)が含まれている。

死因については、火災に よって発生する煙や一酸化炭素などの有毒ガスによる中毒死、窒息死に至った例が高い比率を占めている。

家のまわりの整理整頓に心がけ、つとめてスヤをあたえないようにしましょう。

放火の目的をみますと、はらひせ、自殺、いたずら、窃盗、精神異常、家庭不和、酩酊などの外、最近ではデモのときなどに車に放火などをしています。

チェックポイント

○屋外に燃えやすいものを、はらひせ、自滅、いたずら、窃盗、精神異常、家庭不和、酩酊などの外、最近ではデモのときなどに車に放火などをしています。

○番に連絡しましょう。

○家をあげるときは、隣近所によく頼みながら出かけましょう。

放火を防ごう

私たちの生活を脅かしている放火魔の放火魔を野ばなしにしてはけません。

秋田ポンプ 桜ホース・ソフト吸管 各種消火器

ラビットポンプ 赤尾消防被服 ガス水道工事一般

**株式会社 協立**

能代市栄町12の3 〒016

TEL (01855) 2-6361代表

消防施設工事 秋田県知事許可(般-50) 4370号

指名競争入札参加資格 秋田県A級(第8号)

秋田県消防設備保守協会会員

新発売 家庭用火災報知器 ファイヤアイ ¥12,000 鑑定合格品

営業品目

- 森田ポンプ消火器
- 消防自動車
- 消火ポンプ
- 消火ホース
- 消火機
- 消火器具
- 消火用品
- 消火用制服

株式会社 高義商会

秋田市山王6丁目10番9号 猿田興業ビル6F

TEL 0188-63-1551(代)

総合防災設備設計、施工

総代理店 消防設備士 秋田県 A級店

株式会社 高義商会

〒012-01 本社 秋田県稲川町 T 01834 (2)2125 (2)2126

〒012 湯沢市田町 T 01837 (3)2588 (3)2932

〒019-05 十文字町本町 T 01824 (2)0032

高義グループ店 秋田市、大館市、天王町、鹿角市